

第 3

独立行政法人国際協力機構関西国際センター
2017 年度 JICA ボランティア秋募集の交通広告
契約書(案)

独立行政法人国際協力機構関西国際センター 契約担当役所長 西野恭子（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）とは、
2017 年度 JICA ボランティア秋募集の交通広告業務について、次の条項により請負契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第 1 条 発注者受注者両当事者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（義務）

第 2 条 受注者は、別紙 1 の仕様書に定める業務を実施する。

（再委託又は下請負の禁止）

第 3 条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面によりあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約期間）

第 4 条 受注者の履行期間は、2017 年 9 月 1 日から 2017 年 11 月 30 日までとする。

（契約金額）

第 5 条 契約金額は、金 円（うち消費税額は金 円）とする。
その内訳は、別紙 2 の見積書のとおりとする。

2 前項の消費税額は、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額である。

3 受注者は契約終了時に契約金額を請求するものとする。発注者は、すべての広告の掲出証明書、チラシの納品書、及び経費精算報告書を受理した日から 30 日（以下、「約定期間」という。）以内に請求金額を一括で受注者に支払うものとする。

（支払遅延利息等）

第 6 条 発注者が前条第 3 項に規定する約定期間までに当該請求に係る代金を受注者に支払わない場合には、発注者は当該約定の支払到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、年 5.00%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。但し、その約定の支払時間までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を遅延利息の支払い日数に計算しないものとする。

(注意義務)

第7条 受注者は、業務を実施するにあたっては、発注者の指示する方針に従い、発注者の日常業務に支障を与えないようにするほか、常に善良なる管理者の注意をもって誠実に行わなければならない。

(過失責任)

第8条 受注者は、受注者の責により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。ただし、発注者がその損害の発生をやむをえないものと認めたときは、この限りではない。

(報告責任)

第9条 受注者は、業務実施状況に関し、発注者に報告するものとする。

2 前項の規定による報告のほか、発注者は、受注者に対し、必要に応じ調査又は報告を求めることができる。

(検査)

第10条 発注者は、受注者の実施する業務に関し、随時検査を行うことができる。

2 受注者は、前項検査の結果、業務のやり直しを命ぜられたときは、速やかに、そのやり直しを行い、再検査を受けなければならない。

3 受注者は、第2条に定めた業務が終了したのち、すべての広告の掲出証明を発注者に提出するものとする。発注者は提出のあった掲出証明を検収ののち、第5条に従って支払いを行うものとする。

(解除告知)

第11条 発注者及び受注者は、前条により規定される期間満了前であっても、3ヶ月前までに書面で予告することにより、本契約を解除することができる。

(解除権)

第12条 次の各号の一に該当する場合には、発注者は、この契約を催告なしに解除することができる。

1 受注者が、この契約を履行せず、又は履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

2 受注者が本契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合は、受注者は、発注者に違約金を支払わなければならない。

3 違約金の額は、発注者及び受注者間で協議して定めるものとする。

(権利譲渡の制限)

第13条 受注者は、この契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約期間終了後も同様とする。

2 受注者は、その役員、従業員に対して、その在職中、退職後を問わず、業務上知り得た秘密を保持することを確保するため、必要な措置をとることについて責任を負う。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じたときは、必要に応じ、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

別紙1 仕様書

別紙2 見積書

2017年9月1日

発注者

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

独立行政法人国際協力機構

関西国際センター

所長 西野 恭子

受注者